

電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）

1 直接人件費

(1) 基準日額

点検技術者及び点検技術員の基準日額等については別に定めるところによる。

点検技術者：電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできるものをいう。

点検技術員：電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできるものをいう。

(2) 移動拘束費

3 (1)に定める起点から点検場所時間が1時間以下の場所を日々通勤、1時間を超える場所を滞在とし、以下の場合の点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上する。

- ① 点検業務の目的地が2ヶ所以上の場合において、第一目的地（点検対象施設設置場所）から最終目的地までの巡回に要する時間。
- ② 滞在において、各週毎に移動日初日及び最終日の起点から点検場所への移動に要する時間。

2 機械経費

測定器損料は原則として計上しない。

3 旅費・交通費

(1) 旅費の起点

原則として都道府県庁を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。

- ① 事務所から最も近い都道府県庁の所在地を起点とする。
- ② 上記によりがたい場合は、経済圏等を考慮して起点を決定することができる。

(2) 行程

- ① 総合点検及び個別点検時の構成員数は、点検技術者1名及び点検技術員1名の計2名を標準とする。
- ② 巡回点検時の構成員数は、点検技術員2名を標準とする。
- ③ 総合点検及び個別点検の点検ループについては、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ループにて構成するものとし、点検種別（総合、個別）及び設備構成ごとに複数ループを構成しないものとする。
- ④ 巡回点検の点検ループについては、総合点検及び個別点検の点検ループとは別に構成し、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ループにて構成するものとし、設備構成ごとに複数ループを構成しないものとする。
- ⑤ 月曜日に起点を出発し、金曜日までに起点に戻る行程とする。

(3) 日々通勤

起点から点検場所時間が1時間以下を対象とし、普通日額旅費、ライトバン運転費及び有料道

利用料金を計上する。

① 普通日額旅費

点検技術者及び点検技術員の普通日額旅費の額は次による。（消費税は含まない。）

- ・点検技術者： 857円
- ・点検技術員： 752円

② ライトバン運転費

ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する時間について「建設機械等損料算定表」により計上する。

なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。

③ 有料道利用料金

有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。

(4) 滞在

起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、日当、滞在日額旅費、移動拘束費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。

① 日当

各週毎の移動日初日及び最終日の起点から点検場所まで移動する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）

- ・点検技術者： 2,095円
- ・点検技術員： 1,619円

② 滞在日額旅費

移動日初日から最終日前日までに宿泊する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）

- ・点検技術者： 8,752円
- ・点検技術員： 7,057円

③ ライトバン運転費

ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間及び各週毎に起点と点検場所との往復に要する時間について、「建設機械等損料算定表」により計上する。

なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。

④ 有料道利用料金

有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び各週毎に起点と各点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。

(5) 交通機関

ライトバン（1500cc 5人乗り）を原則とし、運転労務費は計上しない。

4 安全費

(1) 安全施設等に要する費用は、次式により算出する。

なお、単位は千円とし、端数は切り捨てる。

$$(安全費) = (労務費) \times (安全費率)$$

① 安全費率

安全費率は、2.5%とする。

(2) 安全費として積算される内容で安全費率に含まれる部分は、次のとおりとする。

① 作業地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

② 不稼働日の保安要員等の費用

③ 表示板、標識、保安燈、防護柵、バリケート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用中の損料

④ 夜間作業その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用

⑤ 酸素欠乏症の予防に要する費用

⑥ 粉塵作業の予防に要する費用

⑦ 船舶使用による安全救命器具等の費用

⑧ 安全用品等の費用（高所作業用安全帯及び高圧作業用用品等）

⑨ 安全教育等に要する費用

⑩ 安全委員会等に要する費用

(3) 上記(1)のほか、現場条件により安全対策上必要な費用は別途積み上げ計算により算出するものとし、次のとおりとする。

① 交通誘導警備員、高所作業車（リフト車）、橋梁点検車、交通誘導用機材に係る費用。

ただし、交通誘導用機材については、現場条件又は交通管理者からの指示等で使用する特殊なものとし、発注者と受注者の協議により計上するものとする。

一般的な仕様による交通誘導用機材は、安全費率に含まれるものとする。

5 技術管理費

(1) 技術管理費に要する費用は次式により算出する。

なお、単位は千円とし、端数は切り捨てる。

$$\text{技術管理費} = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{賃金}) + (\text{機械経費}) \} \times \text{技術管理費率}$$

(2) 技術管理費率

技術管理費率は、10%とする。

(3) 技術管理費として積算される内容で、技術管理費率に含まれるものは、次のとおりとする。

① 点検（保守）業務履行計画の作成。

② 点検（保守）業務の成果等についての整理及び報告書の作成。

③ 点検（保守）業務の履行に係わる写真撮影及びその整理。